

## 「全国労働衛生週間に向けて」

さいたま労働基準監督署  
署長 松本桂一郎

菊池会長様をはじめ、大宮地区労働基準協会会員の皆様には、日頃から労働基準行政の推進につきまして、ご理解、ご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

今年も、「全国労働衛生週間」が、9月を準備期間、10月1日から7日を本週間として実施されます。

「全国労働衛生週間」は、昭和25年の第1回実施以来、今年で第71回を迎えます。この間、全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきたところです。

労働者の健康をめぐる状況については、脳・心臓疾患、精神障害の労災認定件数が、全国ではここ数年700件台で推移し、埼玉労働局でも、令和元年度労災認定した脳・心臓疾患事案が10件、うち2件が死亡事案で、精神障害事案が19件、うち4件が自殺事案でした。そして、埼玉労働局管内では近年精神障害事案の労災請求が増加しております。

また、労働者の半数を超える方が、仕事や職場生活に関する強い不安、悩みやストレスを感じているとの調査結果もあります。近年、労働基準監督署にご相談に来られる方のうち、労働基準法等の相談以外で一番多いものは、職場のいじめ、いやがらせに関するものです。

職場での高齢化が進み、高年齢労働者の安全と健康確保が重要な問題となっており、また、日本の労働人口の約3人に1人が何らかの疾病を抱えながら働いている中で治療と仕事の両立を職場で考えていかなければならない状況にあります。

そして、化学物質に起因する労働災害については、全国では年間500件程度で推移しており、職業がんの労災補償の新規支給決定者は、石綿による中皮腫・肺がんを中心に年間900人を超えております。この中で、石綿の製造・使用等が禁止される前に石綿含有建材を用いて建設された建築物が今なお多数現存しており、その解体工事が2030年頃をピークとして、増加が見込まれております。【資料1参照】

このような背景を踏まえ、今年度は、

「みなおして 職場の環境 からだの健康」

をスローガンとして、全国労働衛生週間を展開することといたしました。企業の皆様には、事業場における労働衛生意識の高揚を図るとともに、自主的な労働衛生管理活動の一層の促進を図っていただきますようお願いいたします。

なお、本年については、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、いわゆる“三つの密”（①密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、②密集空間（多くの人々が密集している）、③密接空間（お互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる））を避けることを徹底しつつ、また、「職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト」を活用いただき、各事業場で労使協力のもと、全国労働衛生週間を実施いただきますよう併せてお願いいたします。【資料2、資料3参照】

準備期間中は、次の各項目について、事業主が積極的に推進することを表明し、取組を実施いただきますようお願いいたします。

- ①過重労働による健康障害防止のための総合対策の推進（時間外・休日労働の削減、ワーク・ライフ・バランスの推進、長時間労働者に対する医師の面接指導等の実施）【資料4参照】
- ②メンタルヘルス対策の推進（「心の健康づくり計画」の策定、健康相談の環境整備、ストレスチェックの実施、結果の活用などの推進）
- ③労働災害の予防的観点からの高年齢労働者に対する健康づくりの推進（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン（エイジフレンドリーガイドライン）に基づく措置の実施）【資料5参照】
- ④治療と仕事の両立支援対策の推進（「事業場における治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」に基づき、意識啓発や体制の整備の実施）【資料6参照】

次に、次の各項目についても総点検を実施いただきますようお願いいたします。

- ⑤化学物質による健康障害防止対策に関する事項（使用している化学物質等について、安全データシートの交付を確認し、法令適用、その取扱状況の確認）【資料7、資料8参照】
- ⑥石綿による健康障害防止対策に関する事項（石綿にばく露するおそれがある建築物、設備等の確認、解体・改修時のばく露防止対策の徹底）

なお、石綿障害予防規則については法改正があり、ばく露防止対策を強化することとしております。【資料9参照】

また、熱中症などへの対応についてもご留意ください。【資料10参照】

本週間においては、事業者又は総括安全衛生管理者による職場巡視、スロー

ガンの掲示、労働衛生に関する表彰、講習会の開催など、各事業場において、事業者と労働者が連携・協力して取組を実施いただきますようお願いいたします。

次に、現在の労働災害の状況、働き方改革関連法等の施行についてご説明いたします。

令和元年の休業4日以上之死傷者は6,237人で対前年比、21人(0.3%)増となり、平成20年以来10年ぶりに6,000人を上回った平成30年に続き令和元年も6,000人を上回ってしまいました。

今年の状況は7月末集計では、死傷者は2,870人で対前年比、162人(6.0%)増加しており、このままいくと6,000人どころか6,500人を上回ってしまいます。なお、さいたま署管内でも、693人で49人(7.6%)増加となっております。

事故の型で見ますと、6月末集計で多いのは、昨年と同様に「転倒」で、次いで「動作の反動・無理な動作」、「墜落・転落」、「はさまれ・巻き込まれ」となっております。引き続き、『STOP! 転倒災害プロジェクト』の推進などにご協力をお願いします。

死亡災害につきましては、8月12日集計で9人の方が亡くられており、対前年比11人(55.0%)減少しております。「墜落・転落」で3人、「挟まれ・巻き込まれ」で2人、「飛来・落下」、「激突され」、「交通事故」、「崩壊・倒壊」で各1人という状況です。

全国労働衛生週間に併せ、労働安全面での総点検も併せて実施いただき、労働災害の防止にご協力をお願いします。【資料11、資料12参照】

法令等の改正につきまして、本年令和2年4月1日から、中小企業につきましても時間外労働の上限規制が適用されております。労働時間の適切な把握と管理を行い、適切にご対応いただきますようお願いいたします。そして、同一労働同一賃金への対応に向け、「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」が施行され、大企業に適用されました。中小企業につきましては、令和3年4月1日まで適用が猶予されておりますが、早目のご対応をお願いします。【資料4、資料13、資料14参照】

また、令和2年6月1日からは、職場におけるパワーハラスメント措置が事業主の義務となり、大企業に適用され、中小企業につきましては令和4年4月1日まで努力義務となっております。なお、職場におけるセクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメントの防止対策について、

令和2年6月1日から、全業種に対し強化されておりますので、よろしくお願いいたします。【資料15参照】

次に最低賃金の改定についてです。埼玉県最低賃金が令和2年10月1日に2円引き上げられ928円となりますので、こちらもよろしくお願いいたします。

結びに、大宮地区労働基準協会会員事業場様の益々のご発展と健康で安全な職場が築かれますことを祈念いたしまして、ご挨拶とさせていただきます。

## 資料目次

- 資料1 令和2年度全国労働衛生週間実施要綱
- 資料2 「3つの密を避けるための手引き！」
- 資料3 職場における新型コロナウイルス感染症の拡大を防止するためのチェックリスト【R02.08.07版】
- 資料4 「働き方に応じた適正な労務管理を実施しましょう」
- 資料5 エイジフレンドリーガイドライン
- 資料6 「治療と仕事の両立支援」
- 資料7 「金属アーク溶接等の作業について健康障害予防措置が義務付けられます」
- 資料8 「塩基性酸化マンガン」について健康障害予防措置が義務付けられます」
- 資料9 「建築物等の解体工事、リフォーム・修繕などの改修工事に対する石綿対策の規制が強化されます」
- 資料10 「職場の熱中症予防対策は万全ですか？」2020年版
- 資料11 埼玉県内の事業場における労働災害発生状況
- 資料12 STOP！転倒災害プロジェクト
- 資料13 「パートタイム・有期雇用労働法が施行されます」
- 資料14 「パートタイム・有期雇用労働法等対応状況チェックツールでチェックしてみませんか？」
- 資料15 「2020年6月1日より、職場におけるハラスメント防止対策が強化されます！」